

議案第35号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年 2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

職員の退職手当について、民間との較差を是正するとともに、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映させるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和32年葛飾区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「100分の100」を「100分の50」に改め、同項第2号中「100分の135」を「100分の115」に改め、同項第3号中「100分の150」を「100分の155」に改め、同項第4号中「100分の165」を「100分の210」に改め、同項第5号中「100分の180」を「100分の140」に改め、同項第6号中「100分の165」を「100分の105」に改め、同条第2項中「50」を「41.25」に改める。

第6条第1項第1号中「100分の140」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の190」を「100分の165」に改め、同項第3号中「30年」を「25年」に、「100分の200」を「100分の175」に改め、同項第4号中「31年」を「26年」に、「33年」を「34年」に、「100分の150」を「100分の160」に改め、同項第5号中「34年」を「35年」に、「100分の60」を「100分の90」に改め、同条第2項中「59.2」を「49.55」に改める。

第10条第1項中「に対して、次項の規定により付与されたポイントのうち、評価期間におけるものを合計したものに第6項」を「の評価期間の初日の属する年度からその者の評価期間の末日の属する年度までの各年度ごとに当該各年度にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める点数（以下「ポイント」という。）を合計した点数に、第6項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第1号区分 360
- (2) 第2号区分 300
- (3) 第3号区分 240
- (4) 第4号区分 185
- (5) 第5号区分 165
- (6) 第6号区分 150
- (7) 第7号区分 130
- (8) 第8号区分 零

第10条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。

第10条第3項中「前項各号」を「第1項各号」に改める。

第11条第4項本文中「（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）」を削る。

付則に次の5項を加える。

- 13 退職した者が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成25年葛飾区条例第 号）による改正前の第10条第1項及び第2項の規定により付与したポイント（平成25年4月1日以後に東京都の職員等から引き続き新たに職員となった者にあつては、規則で定めるところにより付与したものを含む。以下「確定ポイント」という。）を有する場合であつて、確定ポイントに第10条第6項に定める退職手当の調整額の単価（以下「単価」という。）を乗じて得た額（以下「旧調整額」という。）が同条第1項の規定により計算した退職手当の調整額（次項の規定に該当する者にあつては、同項に規定するポイントにより計算した額）を超えるときは、第10条第1項及び次項の規定にかかわらず、旧調整額をその者の退職手当の調整額とする。

- 14 第10条の規定の適用を受ける者で、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職したもののポイントについては、同条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数をその者のポイントとする。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	280
イ	第2号区分	226.7
ウ	第3号区分	173.4
エ	第4号区分	121.7
オ	第5号区分	101.7
カ	第6号区分	90
キ	第7号区分	76.7
ク	第8号区分	零

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める点数

ア	第1号区分	320
イ	第2号区分	263.4
ウ	第3号区分	206.7
エ	第4号区分	153.4
オ	第5号区分	133.4
カ	第6号区分	120
キ	第7号区分	103.4
ク	第8号区分	零

15 前2項の規定は、付則第8項及び第9項の規定に該当する者に対して支給する退職手当の調整額の計算について準用する。

16 平成25年4月1日以後に退職（第5条第1項の規定に該当する場合を除く。）する者がその者の評価期間のうち平成19年度以前において職員の給与に関する条例第6条第1項第1号に規定する行政職給料表(二)（以下「行政職給料表(二)」という。）の適用を受け、かつ、第10条第1項第8号に掲げる区分に該当する期間（以下「対象期間」という。）を有する場合は、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数（当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあつては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数）をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額をその者の退職手当の調整額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 20
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 40
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 60

17 前項の場合において、その者が対象期間中に行政職給料表(二)の職務の級が2級(平成17年3月31日以前の期間にあっては、3級)以上であった期間(その者が東京都の職員等として引き続いた在職期間を有する場合にあっては、当該期間においてその者がこれらに相当する職務の級以上であった期間)を有するときは、対象期間1年度につき、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める点数(当該対象期間中に第10条第4項に規定する休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合にあっては、規則で定めるところにより必要な調整を行った点数)をそれぞれ合計した数に単価を乗じて得た額を前項の規定により退職手当の調整額に加算する額に加算する。

- (1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間 6.7
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 13.4
- (3) 平成27年4月1日以後の期間 20

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(退職手当の基本額に係る経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項の規定に該当する者のうち、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成27年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に退職したものに対して支給する退職手当の基本額(改正後の条例第4条の3に規定する退職手当の基本額をいう。以下同じ。)については、改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

- (1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額(改正後の条例第5条第1項に規定する退職日給料月額をいう。以下同じ。)に、その者の勤続期間に応じて付則別表第1の支給率の欄に定める数を乗じて得た額
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 退職日給料月額に、その者の勤

続期間に応じて付則別表第2の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

3 改正後の条例第6条第1項及び第7条第1項の規定に該当する者のうち、経過措置期間に退職したものに対して支給する退職手当の基本額については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 退職日給料月額（改正後の条例第7条の3に規定する者にあつては、同条の規定により計算した額。以下「最終給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて付則別表第3の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 最終給料月額に、その者の勤続期間に応じて付則別表第4の支給率の欄に定める数を乗じて得た額

4 前2項の規定は、改正後の条例第7条の4第1項、第8条、第9条、第18条第4項及び付則第8項から第10項までの規定に該当する者に対して支給する退職手当の基本額の計算について準用する。

付則別表第1（付則第2項関係）

勤続期間	支給率
1年	0.83
2年	1.66
3年	2.50
4年	3.33
5年	4.16
6年	5.00
7年	5.83
8年	6.66
9年	7.50
10年	8.33
11年	9.61
12年	10.90

13年	12.18
14年	13.46
15年	14.75
16年	16.26
17年	17.78
18年	19.30
19年	20.81
20年	22.33
21年	24.13
22年	25.93
23年	27.73
24年	29.53
25年	31.33
26年	33.00
27年	34.66
28年	36.33
29年	38.00
30年	39.66
31年	41.11
32年	42.56
33年	44.01
34年	45.46
35年	46.91
36年以上	47.08

付則別表第2（付則第2項關係）

勤続期間	支給率
1年	0.66
2年	1.33

3年	2.00
4年	2.66
5年	3.33
6年	4.00
7年	4.66
8年	5.33
9年	6.00
10年	6.66
11年	7.88
12年	9.10
13年	10.31
14年	11.53
15年	12.75
16年	14.28
17年	15.81
18年	17.35
19年	18.88
20年	20.41
21年	22.36
22年	24.31
23年	26.26
24年	28.21
25年	30.16
26年	31.70
27年	33.23
28年	34.76
29年	36.30
30年	37.83

31年	39.08
32年	40.33
33年	41.58
34年	42.83
35年	44.08
36年以上	44.16

付則別表第3 (付則第3項関係)

勤続期間	支給率
1年	1.21
2年	2.43
3年	3.65
4年	4.86
5年	6.08
6年	7.30
7年	8.51
8年	9.73
9年	10.95
10年	12.16
11年	13.98
12年	15.80
13年	17.61
14年	19.43
15年	21.25
16年	23.16
17年	25.08
18年	27.00
19年	28.91
20年	30.83

21年	32.75
22年	34.66
23年	36.58
24年	38.50
25年	40.41
26年	42.28
27年	44.15
28年	46.01
29年	47.88
30年	49.75
31年	51.28
32年	52.81
33年	54.35
34年	55.28
35年以上	55.98

付則別表第4（付則第3項關係）

勤続期間	支給率
1年	1.03
2年	2.06
3年	3.10
4年	4.13
5年	5.16
6年	6.20
7年	7.23
8年	8.26
9年	9.30
10年	10.33
11年	12.06

12年	13.80
13年	15.53
14年	17.26
15年	19.00
16年	20.83
17年	22.66
18年	24.50
19年	26.33
20年	28.16
21年	30.00
22年	31.83
23年	33.66
24年	35.50
25年	37.33
26年	39.06
27年	40.80
28年	42.53
29年	44.26
30年	46.00
31年	47.56
32年	49.13
33年	50.70
34年	51.96
35年以上	52.76